

## 2－1－2：緊急時における生活物資確保に関する覚書（生活協同組合コープこうべ）

加古川市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関する覚書を次のとおり締結する。

### （趣旨）

第1条 この覚書は、緊急時における生活物資の確保に関する協定（平成7年11月30日締結。以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、乙の甲に対する緊急時における応援の実施に関して必要な手続等を定めるものとする。

### （応援要請の方法）

第2条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、甲が乙に対し出荷要請書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

### （生活物資の取引）

第3条 生活物資の取引場所は、甲、乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において乙の提出する出荷確認書（様式第2号）により確認のうえ、生活物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対し生活物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

### （経費の負担）

第4条 乙が甲に供給した生活物資の代金については、甲が負担するものとする。

### （経費の請求及び支払）

第5条 生活物資の代金等の請求及び支払は、遅延なく行うものとし、その時期及び方法は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

### （改正又は廃止）

第6条 甲又は乙が、この覚書を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヵ月前までに相手方に通告しなければならない。

### （協議）

第7条 この覚書の実施について必要な事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

### 附 則

この覚書は、平成7年11月30日から発効するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成7年11月30日

加古川市加古川町北在家23-1

(甲) 加古川市

代表者 加古川市長 木下正一

神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号

(乙) 生活協同組合コープこうべ

代表者 組合長理事 木村正人